

(別添資料3)

平成30年度海底下 CCS 事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目		審査基準	配点		採点
					小計	
業務に対する 理解度 (様式A)	海底下モニタリング技術及び海底下 CCS 事業に関する知見、理解度		海底下モニタリング技術及び海底下 CCS 事業について専門的知見を有し、理解度が高いか。	10		
業務実施方法等の 提案 (様式B)	評価	情報収集手段の妥当性	情報収集手段の妥当性及び現時点で想定される海底下モニタリング手法の実現可能性を評価する。	15	40	
		海底下モニタリング技術の妥当性	海底下モニタリング技術検証のための調査計画等の作成方法、作成手順等の妥当性を評価する。	15		
		苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画案の妥当性	調査計画案等の作成方法、作成手順の妥当性について評価する。	10		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性		業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10		
管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5	10	
	専任性	手持ち業務量	平成30年10月0日現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5		
業務従事者 (様式D-2)	配置、役割分担等		業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5		
業務実績 (様式E)	過去3年間に従事した海底下モニタリング業務又は海底下 CCS 関係業務の実績		業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性			5	10	
	積算内訳の妥当性			5		
組織の環境マネジメント	ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第			5		

<p>ントシステム認証取得等の状況（様式F）</p>	<p>三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証証明書（写）の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在も事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等（写）を添付すること。</p>			
<p>組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。） （様式G）</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階目（※1） 2点 ・2段階目（※1） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※2） 1点 <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>○次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>	5		
合計			100	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	}	×2
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点	}	×3

(別添資料 4)

平成 30 年度海底下 CCS 事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査委託業務の概要及び企画書作成事項

I 仕様書 (骨子)

1 業務の目的

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄 (以下「海底下 CCS」という。) については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。) により原則禁止であり、環境大臣の許可を受けた場合に限り実施可能となっている。

平成 28 年度から経済産業省が北海道苫小牧沿岸域において国内第一号である海底下 CCS 事業を実施している。海洋汚染等防止法においては、許可申請者は、海底下廃棄海域において、汚染状況の監視を実施する必要がある。

海底下 CCS が、海洋環境に悪影響を及ぼさないよう適正に実施されることを確保するため、環境省は審査当局として海底下 CCS 事業における適正なモニタリング技術の適用方法の確立を図る必要がある。モニタリングにあたり、廃棄された特定二酸化炭素ガスの海底下での貯留状態の把握が必要であるため、本事業においては海底下 CCS における海底下モニタリング技術を高度化・効率化することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 海底下 CCS に係る海底下モニタリング技術の高度化・効率化に関する技術開発事業
海底下に廃棄された特定二酸化炭素ガスの貯留状態を把握するための海底下モニタリング技術について、適用可能性の検証を行い、海底下 CCS 事業が実施されている北海道苫小牧沿岸域での海底下モニタリング調査実施に向けた検討及び課題等のとりまとめを下記 1) ~ 4) により行う。

1) 海底下 CCS に適用可能な海底下モニタリング技術に関する情報収集

海底下モニタリング技術について、検証調査計画の作成に向けて、国際会議 (IEA GHG R&D モニタリングネットワーク会合、QICS プロジェクト会合、GCCSI Annual Conference 等)、関連書籍 (Sea Technology Magazine 等) 等から、情報を収集・整理する。また、海底下 CCS 事業の海底下モニタリング技術に係る BAT (Best Available Technology) 情報や、海底下 CCS 事業における適用可能性について検討するため、海底油田開発等の分野において活用されている技術についても情報収集・整理を行う。

なお、モニタリング技術の情報収集に当たっては、コスト、精度、測定に要する期間など、技術適用の実現可能性及び精度・探査限界の面から整理することとする。

2) 海底下モニタリング技術の検証のための調査計画の立案

1) で整理した技術のうち、一つ以上の手法について、手法の適用可能性の検証のため、調査計画を作成する。検証調査は実際の海域又はシミュレーションにて行う。

調査手法の選定及び調査計画の立案に当たっては、地球工学・資源工学分野の学識経験者に対してヒアリングを実施し、ヒアリング結果を調査手法の選定及び調査計画の立案に反映させる。なお、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に準じて支払うものとし、学識経験者の格付けは 5 級相当とする。また、謝金として 1 名 1 時間当たり 7,900 円を支払うものとする。

なお、採用する手法については、海底下廃棄された特定二酸化炭素ガスの貯留状態が確認でき、実際の挙動が把握できるものとし、手法の選定・計画の作成については環境省担当官と協議の上決定する。

3) 検証調査の実施

2) において作成した調査計画を元に、海底下モニタリング手法の検証を実施する。実際の海域にて調査を行う際には、海上保安部や漁業関係者など、関係者との調整を十分に行うこととする。

4) 苫小牧沿岸域等における実施に向けた課題の整理

3) の結果から、海底下 CCS 事業を実施している北海道苫小牧沿岸域での実施の検討及び課題を整理する。併せて、北海道苫小牧沿岸域以外の海域でのモニタリング調査を実施する際の課題についても整理する。

(2) 苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画案等の作成

(1) の結果を踏まえ、北海道苫小牧沿岸域の海底下 CCS 事業において廃棄された特定二酸化炭素ガスの貯留状態を把握するための、海底下モニタリング調査計画案等を作成する。

(3) 検討会との連携

(1)、(2) の実施方針及び調査については、必要に応じて「平成 30 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術適用方法の検討のための苫小牧沖現地調査及び適用方法のあり方に係る検討委託業務」（以下、「モニタリング技術検討委託業務」という。）において設置されている検討会の助言を受けて実施することとする。モニタリング技術検討委託業務検討会に諮るため、本業務での調査内容は環境省担当官の指示により、必要に応じてモニタリング技術検討委託業務の受託者に提供するとともに、本業務受託者もモニタリング技術検討委託業務で開催される検討会に出席すること。検討会は計 2 回程度、東京都 23 区内を予定している。なお、検討会運営に関する主要な作業及び一切の庶務については、モニタリング技術検討委託業務の受託者が行う。

3 業務履行期限

平成31年3月29日まで

4 成果物

紙媒体：報告書 6部（A4判 100頁程度）

報告書サマリー（日本語と英語版） 各6部（A4判）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

5 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、受託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7 その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「平成 28 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術適用方法の検討のための苫小牧沖現地調査委託業務」、「平成 29 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術適用方法の検討のための苫小牧沖現地調査委託業務」、「平成 28 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方に係る検討委託業務」及び「平成 29 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方に係る検討委託業務」の報告書を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「平成 28 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術適用方法の検討のための苫小牧沖現地調査委託業務」、「平成 29 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術適用方法の検討のための苫小牧沖現地調査委託業務」、「平成 28 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方に係る検討委託業務」及び「平成 29 年度海底下 CCS 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方に係る検討委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室（TEL:03-5521-9023）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針211頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合には、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)

② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` ´」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

1 業務に対する理解度

以下の事項について、別紙様式Aに従い記述すること。

海底下 CCS における海底下モニタリング技術の高度化・効率化を通じて、適正なモニタリング技術の適用方法を確立し、海洋環境に悪影響を及ぼさないよう海底下 CCS 事業が適正に実施されることを確保する目標を踏まえ、本業務の基本的な方針について記載すること。

2 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

(1) 海底下 CCS に適用可能な海底下モニタリング技術に関する情報収集

情報収集の手段を具体的に提案するとともに、現時点で想定される手法の候補について、実用可能性を考慮し優先順位をつけて記載すること。なお、各手法の特徴、長所、短所を端的に整理して示すこと。

(2) 海底下モニタリング技術の検証のための調査計画の立案

調査計画案の作成方法、作成手順等を具体的に提案すること。また、ヒアリングを行う学識経験者に関して具体的に提案すること。

(3) 苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画等の作成

苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画等の作成について、作成方法、作成手順等を具体的に提案すること。

3 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

4 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

5 業務実績

過去3年間における業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制

度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を別紙様式Fに従い記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在も事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を別紙様式Gに従い記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

業務に対する理解度

海底下 CCS における海底下モニタリング技術の高度化・効率化を通じて、適正なモニタリング技術の適用方法を確立し、海洋環境に悪影響を及ぼさないよう海底下 CCS 事業が適正に実施されることを確保する目標を踏まえ、本業務の基本的な方針について記載すること。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 海底下 CCS に適用可能な海底下モニタリング技術に関する情報収集

情報収集の手段を具体的に提案するとともに、現時点で想定される手法の候補について、実用可能性を考慮し優先順位をつけて記載すること。なお、各手法の特徴、長所、短所を端的に整理して示すこと。

2. 海底下モニタリング技術の検証のための調査計画の立案

調査計画案の作成方法、作成手順等を具体的に提案すること。また、ヒアリングを行う学識経験者に関して具体的に提案すること。

3. 苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画等の作成

苫小牧沿岸域を想定した海底下モニタリング調査計画等の作成について、作成方法、作成手順等を具体的に提案すること。

注 本様式は全項目合計でA 4版5枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

業務実施体制 (配置予定管理技術者)

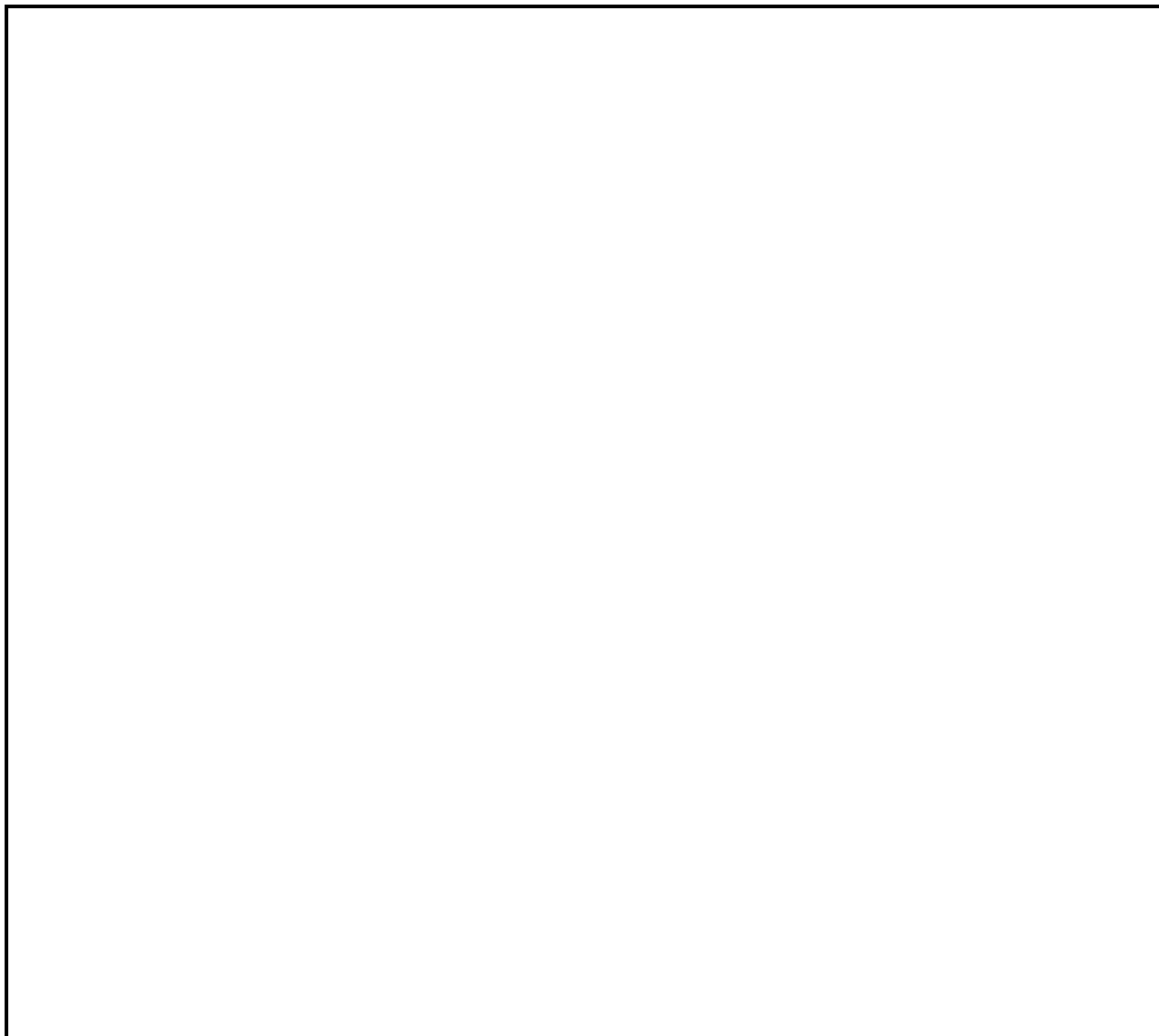
管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 (年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
2)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
3)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 平成 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去3年間における海底下モニタリング又は海底下CCS関係業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

(別紙様式F)

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

- 注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

(別添資料1)

平成 年 月 日

環境省水・大気環境局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

平成30年度海底下CCS事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査
委託業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書等の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E-mail：

(別添資料 2)

平成 30 年度海底下 CCS 事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査
委託業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

水・大気環境局内に設置する「平成 30 年度海底下 CCS 事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査委託業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 水・大気環境局総務課長
委員 水・大気環境局水環境課海洋環境室長
水・大気環境局水環境課海洋環境室室長補佐
水・大気環境局水環境課海洋環境室室長補佐
水・大気環境局水環境課海洋環境室係長

* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「平成 30 年度海底下 CCS 事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料 3）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	10 点満点	15 点満点
・秀	5 点	× 2	× 3
・優	4 点		
・良	3 点		
・準良	2 点		
・可	1 点		
・不可	0 点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(参考)

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 田中 聡志（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）と平成30年度海底下CCS事業に係る海底下モニタリング技術の確立に向けた調査委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成31年3月29日

納入場所 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算

する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第24条又は第30条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講

じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 三 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 四 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 五 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項の規定による委託費の返還、第17条の規定による違約

金等の支払い、又は前条第3項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

- 第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

- 第29条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)


- 第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名 支出負担行為担当官
環境省水・大気環境局長 田中 聡志 

乙 住 所
氏 名 